

令和5年度

一時預かり事業利用案内

一時預かり事業の利用についてのご案内です。内容をご確認のうえお申込みください。



受付時間

平日（月～金）
午前9時～午後5時

一時的利用の予約受付

利用日の2ヶ月前から可

1 一時預かり事業について

2 利用申込みについて

3 利用時間と利用料について

4 その他

5 よくある質問 Q&A

【利用登録・利用申込のお問合せ先】

実施施設名	住所	電話番号
名取が丘保育所 （一時的・定期的）	名取市名取が丘二丁目6番1号	022-384-1853
高館あおぞら保育園 （一時的・定期的）	名取市高館熊野堂字五反田山1番地の2	022-381-2011

*愛の杜めぐみ保育園は令和5年度は事業休止となります。

*名取みたそのこども園は令和5年7月～事業休止となります。

【一時預かり事業についてのお問い合わせ先】

名取市役所 健康福祉部こども支援課保育係

住所 名取市増田字柳田80番地

TEL 022-724-7181

1. 一時預かり事業について

【一時的利用】

- 緊急時又は一時的に家庭での保育が困難な場合に利用できます。
- 利用の理由は一時的な保護者の入院や通院、看護、出産、冠婚葬祭、災害、事故、求職活動、兄弟の行事、一時的な就労（定期的なものではなく、臨時的なアルバイトや自営業の繁忙期）、育児疲れの解消、リフレッシュ等となります。
- 利用可能日数は**原則として月12日が上限**となります。（実施施設ごとに登録し、利用することが可能ですが、ひと月に複数の施設を利用した場合、合計で12日までとなります。複数の施設を利用する場合、施設ごとの利用状況を確認させていただきます。）
ただし、保護者の入院等の理由で連続して利用を希望する場合、最大1か月までの利用が可能です。
連続しての利用は1ヶ月以内に解消が見込まれるものとなります。

【定期的利用】

- 保護者が週3日以内の就労により保育が困難な場合に利用できます。利用登録をして当該年度1年間のうち必要な期間の利用となります。

【一時預かり事業対象となる児童の要件】

- 集団での保育が可能で、かつ名取市に住所を有していること。
- 満6か月以上で、保育所・幼稚園等に在籍していないこと。

2. 利用申込について

【一時的利用】

（1）はじめて利用する場合

- 事前面接・利用登録を行った後に、利用申請をします。

- ・受付時間は午前9時～午後5時です。時間内での問い合わせをお願いいたします。
- ・一時的利用の予約は利用希望日の2ヶ月前から可能です。

① **利用希望施設に電話をする。**（登録のための面接日時を決める）

② **施設において親子で面接をする。**

<持ち物> 母子手帳・保険証
こども医療費助成受給者証のコピー（A4）
お子さんの顔が分かる写真（小さいものでかまいません。）

- 担当保育士等とお子さんの様子について、面接を行う。
- 「一時預かり事業利用登録申請書」「一時預かり事業面接資料（裏面）」を記入する。

③ **利用希望日に空きがあるかどうか確認し、利用申請書を記入・提出する。**



（2）登録後の利用申請について

- 登録済みの施設は、利用申請（上記③のみ）を行い、利用可能です。
- 登録後利用がないまま長期間経過した場合、再度事前面接を行いお子さんの様子を確認してから利用していただく場合があります。

【定期的利用】

(1) 新年度からの利用申込について

- 申込受付日（例年 2 月中旬）より、利用希望施設に直接電話にて申込みしてください。
- 受付後、施設において調整を行い、利用できるかどうか施設より連絡します。
- 利用可能な見込みとなった場合、施設において利用のための面接を行います。

※面接時に一時的利用と同様に、「一時預かり事業利用登録申請書」と「勤務就労証明書」の提出が必要です。

※申込受付については、広報なとり等でお知らせします。

- 保育所の利用申込をしている場合、どちらかの利用となります。定期的利用をしながら、保育所の空きを待つことはできません。
- ただし、定期的利用の利用期間が年度ごとであるところから、新年度に向けては就労日数を増やす見込みであれば申込みをすることができます。

(2) 年度途中からの利用申込について

- 定期的利用の利用期間は最長で 4 月～翌年 3 月末の 1 年間となるため、年度途中の申込については空きが出た場合の対応となります。各実施施設によって利用状況が異なりますので、利用希望施設にご確認ください。

3. 利用時間と利用料について ～ 一時的利用・定期的利用 共通 ～

- 一時預かり事業を実施している認可保育所は 7：00～19：00 で開所しておりますが、一時預かり事業の実施時間は 朝 7：30 ～ 夕方 18：00 までです。時間内での利用をお願いいたします。

【利用時間と利用料】

利用時間の区分		3 歳未満児	3 歳以上児	給食費	備 考
午前 利用	7：30～12：45 の 時間内での利用	800 円	500 円	300 円	・昼食時間が午前 11 時頃となりますので、1 日利用及び午前利用で午前 11 時を過ぎた利用の場合は給食費がかかります。 ・午後利用の場合は昼食を済ませてからご利用ください。
午後 利用	12：45～18：00 の 時間内での利用	800 円	500 円	※	
1 日 利用	7：30～18：00 の 時間内で利用	1,600 円	1,000 円	300 円	

※施設により、利用形態に応じて給食費をいただく場合があります。

【納入方法】

- 名取が丘保育所は、ひと月分の利用料をまとめて通知します。金融機関での納入をお願いします。
- 高館あおぞら保育園は直接施設に納入してください。

4. 幼児教育・保育の無償化について

- 令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、「保育の必要性」の認定を受けた **3 歳児以上のお子さんの利用料が無償になります。**

くわしくは各施設及びこども支援課保育係へお問合せください。

- ※1 無償化対象上限額があります。
- ※2 給食費は無償化の対象外です。
- ※3 非課税世帯の方は 3 歳未満児でも対象となる可能性があります。

5. その他



- 利用の申請に関する書類は各実施施設にありますので、施設に直接お問い合わせください。
- 利用日に変更がある場合には、早めに施設にご連絡ください。
- 利用料を滞納した場合や利用のルールを守らなかった場合について、以後の利用をお断りする場合があります。

6. よくある質問 Q&A

Q1



認可保育所の一時預かりを何ヵ所か利用した場合、それぞれの施設で月12日の利用はできますか。

A1

できません。複数の施設を利用する場合、利用最大日数は**合計で月12日**となります。

Q2



出産の際に利用を考えています。出産予定日に合わせて2ヵ月前に予約を入れようと思いますが、出産日がずれた場合、予約も変更して利用することができますか。

A2

できます。出産に伴う利用の場合、予定日(利用希望日)が近くなった時点で**状況等をご連絡ください**。

Q3



出産での利用は最大何日利用できますか。

A3

連続しての利用希望の場合、**利用日より最大1ヵ月**となります。出産前から利用した場合は、その日から1ヵ月となります。

Q4



一時的な就労（非定期就労）とは、どのようなものでしょうか。

A4

短期のアルバイト（1ヵ月以内に解消が見込まれるもの）、自営業の繁忙期等を想定しております。毎週、曜日が固定していなくても、日数が決まっている就労は、定期的な就労ととらえます。月に数日といった場合は一時的利用でかまいません。

Q5



昨年度登録しました。一度登録したら次年度もそのまま継続して利用できますか。

A5

できません。**登録は年度ごと**にさせていただくようになります。年度内でも、一度も利用がなければお子さんの状況を再確認する場合があります。

Q6



お迎えの時間が18:00を過ぎてしまいそう！延長料金を支払えば18:00以降も利用はできますか。

A6

できません。一時預かりでは延長料金の設定はなく、18:00までの利用となっております。時間内でのご利用をお願いいたします。